

平成24年6月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成23年(ワ)第31926号損害賠償請求事件

(口頭弁論終結日平成24年4月20日)

判 決

原 告 [REDACTED]
同訴訟代理人弁護士 荒井哲朗
同 佐藤顕子
同 五反章裕
同訴訟復代理人弁護士 浅井淳子

(登記簿上の所在地) 東京都 [REDACTED]

(送達場所) 東京都 [REDACTED]

被 告 株式会社エスピー
同代表者代表取締役 大山 [REDACTED]

東京都 [REDACTED]

被 告 大山 [REDACTED]

(登記簿上の所在地) 東京都 [REDACTED]

(送達場所) 東京都 [REDACTED]

被 告 121BANK株式会社
同代表者代表取締役 渡邊 [REDACTED]

東京都 [REDACTED]

被 告 渡邊 [REDACTED]

主 文

- 1 被告らは原告に対し、連帯して338万1800円及びこれに対する平成23年10月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを10分し、その3を原告の負担とし、その余を被告らの負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 当事者の求める裁判

1 原告

- (1) 被告らは原告に対し、連帯して473万6000円及びこれに対する平成23年10月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告らの負担とする。
- (3) 仮執行宣言

2 被告ら

- (1) 原告の請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告大山■■■■(以下「被告大山」という。)及び被告大山が代表取締役である被告株式会社エスペイ(以下「被告エスペイ」という。)に対し、架空の取引であるが、自動売買によるFX取引によって運用利益が出ている、運用会社が倒産等の事態になっても、運用資金は返却される、一日の資産下落率が1パーセントでシステムを止めるなどと虚偽の事実を告げ、また、説明義務違反、断定的判断の提供等をして原告を勧誘したとして、被告大山は、原告に対し民法709条の不法行為責任、被告エスペイは、会社法350条または法人固有の不法行為責任、又は、被告大山は、被告エスペイの代表取締役として会社法429条1項に基づく損害賠償責任を求め、さらに、

被告121BANK株式会社（以下「被告121BANK」という。）及び被告渡邊■■■■（以下「被告渡邊」という。）に対しては、121INTERNATIONAL INVESTMENT LIMITED（以下「121INT」という。）及び林■■■らが、運用資金を適正に運用する意図がないにもかかわらず、運用資金名下に金員を取得する詐欺的商法を行ったところ、被告121BANKは、この詐欺的商法を知り又は過失により看過して、121商法に必要な道具として自社名義の振込先口座を提供したのであるから、被告121BANKは民法709条により不法行為責任又は会社法350条に基づく責任を負い、被告渡邊は、民法709条又は会社法429条1項に基づき損害賠償責任を負うとして、被告らに対し共同不法行為責任を求めた事案である。

第3 争点

1 被告エスペイ及び被告大山の違法行為

（原告の主張）

(1) 虚偽事実の告知

本件取引は、金員奪取のために構築された全く架空の取引であるが、被告大山は、原告に対し、自動売買によるFX取引によって年利約50パーセント（毎月平均4パーセント強）もの運用利益が出ている、121INTでは分別管理（金商法43条の2）がされており、顧客の資産は米国大手の「MF Global」において信託保全がされているから、FX取引の運用会社が倒産等の事態になっても（「MF Global」から）運用資金が返却される、また、元金の2割で運用しており、一日の資産下落率が1パーセントでシステムを止めるなどと、完全に虚偽の事実を告げているのであって、虚偽の事実であることを知りながら原告に対してこれを告げ、ある

いは投資勧誘を行う者として必要な確認作業をすることもないまま漫然と虚偽の事実を告げた被告大山の行為が不法行為を構成することは明らかである。

(2) 説明義務違反、断定的判断の提供等

被告大山は、FX取引を行うにあたり、投資家のコストとして最も基本的な事項であるスプレッド（ビットとオファーの価格差）や手数料について「お答えできません」と回答するなど、具体的な運用方法については全く説明することなく、「私が商品開発を行うに当たって、3年以上の間、このロジックで、1日のマイナスになった日がありません。」「年50パーセントをターゲットに運用しているアップバージョンをご利用いただいた方が格段にお得です。」「MINIが、10年で18倍になるのに対してレンジが10年で、93倍になることを考えれば63万円は高くないと思います。」等と、自動売買によるFX取引によって、将来年利約50パーセント（毎月平均4パーセント強）もの運用利益が出ていることが間違いないと誤解させるような事実を告げて、原告に金員を支払わせたのであるから、このような行為について不法行為が成立する。

(3) 本件取引における被告大山の勧誘行為は、上記のとおり違法性を有するものであって、被告大山は原告に対し、不法行為責任を負う（民法709条）。

被告エスペイは、被告大山の不法行為に基づく責任（会社法350条）を負うことはもちろん、違法行為は被告エスペイの勧誘方針に由来する構造的現象というべきものであって、法人として固有の不法行為責任を負う（民法709条）。

被告大山は、被告エスペイの代表取締役として被告エスペイの勧誘行為が適法なものとなるように業務執行を行うべきであったのに、

あえてこれをせず、違法な勧誘行為を会社として行ったものであるから、会社法429条1項に基づく責任を負う。

(被告エスペイ及び被告大山の主張)

否認する。

被告エスペイと現在の株式会社エスペイは別会社である。

原告に全額返金し和解した。

被告大山は、自ら資金を入れて運用し、その事実に基づいて説明を行ったもので、平成22年10月14日までは、121証券株式会社(以下「121証券」という。)は、健全に資金管理していると信じており、この時初めて林■の資金流用を知った。

2 被告121BANK株式会社及び被告渡邊の責任について

(原告の主張)

(1) 121INT及び林■らは、当初から集めた運用資金を適正に運用する意図がないにもかかわらず、FX自動売買システムで利益を上げられるとの虚偽の勧誘を行い、原告ら一般投資家から運用資金名下に金員を取得する詐欺的商法を行っていたところ、被告121BANKは121INTの詐欺的商法を知りながら(少なくとも過失によりこれを看過して)、121商法に必要な不可欠な道具として自社名義の振込先口座を提供したのであるから、このような行為について不法行為が成立することは明らかである。

(2) 被告121BANKの上記違法な口座提供行為は、不法行為責任を負う(民法709条)。

代表取締役である被告渡邊は職務を行うについて原告に損害を被らせたのであるから、被告121BANKは、原告に対し会社法350条に基づく責任を負う。

(3) 被告渡邊は、被告121BANKの代表取締役として業務を執行

し、被告121BANKを明らかな違法性を有する121商法に加担せしめ、121INT及び林■らが、当初から集めた運用資金を適正に運用する意図がなく、あるいはこれを適正にFX取引で運用していないことを知り、あるいは自ら必要な確認作業をすることもなくこれを漫然と看過して、121商法に必要不可欠な道具として自社名義の振込先口座を提供し、原告から被告121BANK名義の預金口座に金員を支払わせたのであるから、本件違法行為を行ったものとして不法行為責任を負う（民法709条）。

被告渡邊は、被告121BANKの代表取締役として同社の業務を適法かつ適正に遂行すべきであったところ、被告渡邊はあえてこれをせず、あるいはこれを怠って、違法な本件取引を会社として行ったものであるから、会社法429条1項に基づく責任を負う。

（被告渡邊及び被告121BANKの主張）

林■から121FXの代表になることを依頼され承諾したが、121BANKについては依頼された記憶がない。

被告渡邊は、121BANKの経営上のことに関しては不問であり、通帳、代表者印など見たこともなく、121BANKの経営上のことに関しては全く不問である。

第4 当裁判所の判断

1 認定事実

甲21、後掲証拠、原告本人、被告株式会社エスペイ代表者兼被告本人及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

- (1) 平成22年3月30日、原告が購入した「FXEZ-2」に無料特典として付属すると紹介された「デイリービクトリーFX」に関して、原告は、121FUNDminiシステム口座開設申請代行申込書について被告大山に問い合わせのメールを送信した。これに

対し、被告大山は、「口座開設代行申込書と書類が届きましたら、私が、121証券（本社香港）に対して口座開設を申請します。」「毎日少しずつですが、今のところ負け無しで、利益を積み重ねています」、実績や投資ポリシーは被告会社エスペイのホームページをご覧くださいなどと回答した。

平成22年3月31日、原告は、被告エスペイに対し、上記口座開設申請代行の申込みをした。

平成22年4月1日、121FUNDから原告へ口座開設完了通知が送付された。

平成22年4月2日、原告が、121FUND—MINI口座にFX取引の証拠金30万2000円を入金した。（甲4ないし8）

(2) 平成22年4月5日、原告が、被告大山に121証券の顧客資産の保全性確保について質問すると、被告大山は、「香港で、法律で、証券会社の場合、分別管理が義務付けられています。」「私が商品開発を行うに当たって、3年以上の間、このロジックで、1日のマイナスになった日がありません。」「もちろん投資は生き物ですから、将来を保証することは出来ませんが、3年間無敗は、一見の価値のあるものだと自負します。」とメールで回答した。これに対し、原告は、「ポートフォリオの一つとして活用させていただきたいと思います。勿論、リスクも理解しております。」とのメールを送信した。

（甲9、乙イ7）

(3) 平成22年4月12日、原告は、被告大山に、ラージ口座、スプレッド、手数料について質問したところ、被告大山は、「ラージ口座はスタート時に100万円以上で参加する方を対象にしています。」「スプレッドや手数料は、当社と121との特別な契約ですのでお答えできません。」と回答し、また、原告が、ラージ口座への申し込

み方法を問い合わせたのに対し、被告大山は、「当社のシステムと121証券の各種あるサービスの口座との条件調整をして、DVFXの場合は、MINI口座を使うということに合意して、当社から、口座開設代行申請が出来るようになっていきます。」「当社としては、DVFXやその他自社のシステムを購入してくださった方へのサービスとして121証券の口座開設の代行をサービスしています。」と回答した。これに対し、原告は、ラージ口座の口座開設を被告大山にお願いした。(甲10、11、13ないし16、乙イ2)

(4) 平成22年4月13日、原告は、FXロボット購入代金として被告会社エスペイに31万5000円を振り込んだ。原告が、「ご指定の口座にお振り込みしました。」「ラージ口座もミニ口座と同様、今のところ3年間負けなし、ターゲット利回りを達成しているとの認識でよろしいでしょうか。勿論、今後を保証するものではないことは承知しております。」とのメールを送信し、被告大山は、「投資ロジックは同じです。3年負け無しも同じです。ラージ口座の開設も完了しています。」との回答をした。(甲11、16、乙イ8)

(5) 平成22年4月14日、原告は、121FUNDラージ口座FX証拠金300万2000円を入金した。原告は、被告大山に、ネットで検索した121FUNDの不安な点を問い合わせた。被告大山は、121グループには、121証券株式会社、121FX株式会社、121研究所、121バンク有限公司、121デベロップメントなどがあり、マンフィナンシャル・グループが分別管理の金融機関であると回答した。(甲12)

(6) 平成22年4月15日、原告は、被告大山に対し、「マンフィナンシャル・グループ様は資産運用持株会社ですので、この傘下に銀行があり、そこが信託先になっているとの理解でよろしいでしょう

か?」、「御社の「FX SUPER x P r o V e r . 2」システムのご説明資料に(ネットで見つけました)、基本コンセプトの一つとして各微調整(けい線の動きによる各種変動による%設定)はシステム管理者が行いこまめに設定する、とありました。この管理者とは何方のことでしょうか?もしも御社の方だとしますと、万が一、御社に何かありますと、運用(売買)は継続できてもシステムのメンテナンスができなくなりますので、運用成績に影響することが想定されるということになるのでしょうか?」などの質問をメールで送信した。これに対し、被告大山は、「マンフィナンシャルの中の具体的な何処にあるのかは、聞かされていません。」「当社と121グループの121研究所の分析チームが24時間ノンストップで、分析している中にあるパラメーターと連動するようにしています。」「細かなメカニズムについては、秘密中の秘密なので、これ以上書く事ができませんが、ご心配の当社が倒産しても大丈夫な仕掛けです。」などと回答した。

平成22年4月16日、原告は、被告大山に、保全対象と確定申告について問い合わせ、被告大山はメールで回答した。

これ以後の運用の結果は、原告も被告大山も問題はなかった。(甲11、12)

- (7) 平成22年9月9日、原告が、121FUNDラージ口座のFX取引の証拠金100万2000円を入金した。
- (8) 平成22年10月4日、121証券の林が、訴外株式会社オーバー前多■■■■■に対し、MFG1o b a lで運用していると言っておりました運用資金ですが、運用をしておりませんでしたなどと記載した誓約書及び謝罪書を渡した。

平成22年10月14日、121証券が突然活動を停止した。

平成22年10月15日、121関連ファンド林は、お問い合わせ窓口を用意した旨の書面を送付した。(甲2、3、乙イ10)

(9) 平成22年10月20日、被告大山は、121FUNDに原告の口座残高を復元し、早急に返済するようにメールを送信した(乙イ5)。

(10) 平成22年11月14日、121関連ファンド林は、出金計画の追加説明をし、平成22年12月6日金融グループの再編についてと題する書面を送付した(乙イ13、14)。

(11) 121関連ファンドでは、実際には、平成21年3月以降運用資金を事業に流用し、運用資金を実際には運用していなかった(甲2、乙イ1)。

2 被告エスペイ及び被告大山の違法行為について

前記認定事実(3)及び(6)によれば、被告エスペイが121証券との合意により口座開設代行申請ができる、被告エスペイと121グループの121研究所の分析チームが24時間ノンストップで、分析している中にあるパラメータと連動するようにしているなどと、被告大山が原告にメールを送信したことが認められるところ、被告大山によれば、121証券との合意により口座開設代行申請ができる、被告エスペイと121グループの121研究所の分析チームが24時間ノンストップで、分析している中にあるパラメータと連動するようにしているなどのメールの内容は虚偽であると供述しており、原告は、被告大山とのメールのやりとりで121証券に対する投資を判断したのであるから、かかる被告エスペイと121証券との関係について虚偽の事実を告知していることは違法行為といえ、被告大山及び被告エスペイは、原告に対して、不法行為に基づく損害賠償責任を負うというべきである。

仮に、上記メールの内容が虚偽であるとする被告大山の供述の信用性が認められないとすれば、被告大山及び被告エスペイは121証券と契約関係があることになり、被告エスペイと121グループの121研究所の分析チームが24時間ノンストップで分析しているというのであるが、実際は、121証券は、平成21年3月以降運用資金を事業に流用し、実際には運用していなかったのであるから（前記認定事実(11)、121証券の運用結果について疑問を持ちうるはずである。しかし、かかる疑問を持つことなく3年間負け無しなどと原告に伝えることは、説明義務に違反しているものというべきであり、いずれにしても被告大山及び被告エスペイは、原告に対して、不法行為に基づく損害賠償責任を負うというべきである。

3 被告渡邊及び被告121BANKの責任について

(1) 訴外121関連ファンドにおいて、運用資金を運用していなかったところ、被告121BANKは、121証券株式会社とともに121FUNDを形成し、121証券のFUND資金の入金口座となっている会社であるから（甲5）、121証券が、MFG Globalで運用資金を実際には運用していなかったことによる損害賠償責任を被告121BANKは負担すべきである。

(2) 被告渡邊は、林■から121FXの代表になることを依頼され承諾したが、121BANKについては依頼された記憶がない、121BANKの経営上のことに関しては不問であり、通帳、代表者印など見たこともなく、121BANKの経営上のことに関しては全く不問であると主張する。

しかし、被告渡邊は、被告121BANKの代表取締役として登記されており、被告121BANKから毎月9万6500円が被告渡邊の口座に振り込まれていたこと、別件訴訟において、被告渡邊

は、被告121BANKの代表者であると答弁したことが認められ
(甲20、22)、このことからすると、被告渡邊は、被告121
BANKの代表取締役として損害賠償責任を負うものというべき
である。

3 原告の過失相殺

前記認定事実(2)ないし(6)によれば、原告は、被告大山に対して、1
21証券の顧客資産の保全性確保や確定申告の処理などを詳細に質問
し、リスクは理解しているなどとメールしており、かかる投資につい
てかなり経験を有していることが認められる。このことからすると、
原告の投資判断についても過失があり、損害額の算定に際してはこの
ことも考慮し、諸般の事情から過失相殺割合を2割と考えるべきであ
る。

4 損害額

前記認定事実によれば、原告は、平成22年4月2日に30万20
00円、同月13日に31万5000円、同月14日に300万20
00円、同年9月9日100万2000円を支払っているから、損害
額は462万1000円となり、過失相殺を考慮して369万680
0円が損害額となる。これに対して、同年11月5日に31万500
0円を返金されたことが認められるから、結局、損害賠償額は338
万1800円とするのが相当である。

そして、被告らは、121関連ファンドの取引に関わりを持ってい
たのであるから、民法719条1項の共同不法行為責任が認められる。

5 よって、本訴各請求は主文記載の限度で理由があるからこれを認容
し、その余を棄却し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条、64
条、仮執行宣言につき同法259条1項に従い、主文のとおり判決す
る。

東京地方裁判所民事第12部

裁判官 小島法夫

これは正本である。

平成24年6月22日

東京地方裁判所民事第12部

裁判所書記官 永井宏樹